

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

一般廃棄物処分業許可書

紋別市許可第 47 号

令和 4 年 8 月 26 日

株式会社 リテック 様

紋別市長 宮川 良



令和 4 年 8 月 17 日付で申請のあった一般廃棄物処分業については、紋別市廃棄物処理及び清掃に関する条例第 17 条第 1 項の規定によりこれを許可します。

事業者所在地、名称	紋別市渚滑町 9 丁目 18 番地 株式会社 リテック 代表取締役 加藤 公之
取扱廃棄物の種類	紋別市が指定する処理困難物で産業廃棄物処分業許可品目と同性状の物
廃棄物の処分先	㈱リテック 管理型最終処分場 (元紋別 4 2 1 番地) 中間処理施設 (元紋別 4 2 1 番地)
許可条件	別紙のとおり
許可の有効期間	令和 4 年 8 月 28 日から令和 6 年 8 月 27 日まで

遵守事項

- 1 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請事項に変更があったときは、変更の日から 10 日以内に届け出ること。
- 3 毎月 5 日までに前月中の一般廃棄物収集運搬状況を報告すること。
- 4 その他関係法令及び条例の規定を遵守すること。